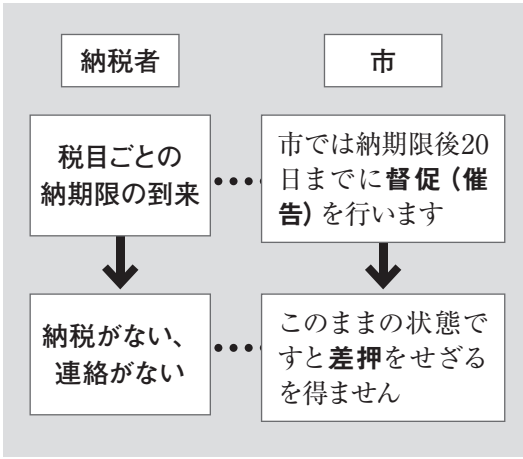


# 納め忘れは ありませんか？

市税を納期限までに納めないと  
大変なことになります



市税には、税目ごとに納付する期限（納期限）があります。その納期限までに市税を市に納めない、督促状や催告書での催促をした後、財産の差押（預貯金、給与、土地・家屋、動産、売掛債権などを差し

押さえ（換価し）、滞納税額の充実に備えることをいいます）を行います。納税は、国民の義務です。計画的な納税を目指し、これからの人生設計のため、市の納税相談をご活用ください。

※市では、税を含む市の債権回収のための組織として、平成21年度から新たに債権収納対策課を設置しました。税務課同様、債権収納対策課でも、税などの回収事務や納税相談等に応じます。

## 納税相談のための 連絡をください

病気やその他の事情により滞納税額を完納できないときは、ご連絡ください。納税相談に応じます。

### ◆連絡（納税相談）先

市役所税務課（収納対策係）  
☎63-51110  
市役所債権収納対策課（債権回収係）  
☎63-4679



政治家は選挙区内の人々に祝金や祝品、あいさつ状などを出すことは禁止されています。

## みんなで守ろう

### 『三ない運動』

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは禁止されます。

有権者が求めてもいません。

寄付禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

**政治家は有権者に  
寄付を贈らない！**  
**有権者は政治家に  
寄付を求めない！**  
**政治家から有権者への  
寄付は受取らない！**

### 1 政治家の寄付禁止

政治家（候補者、候補者になろうとする者および現に公職にある者）は選挙区内にある者に対して歳暮や中元・祭の寄付等を行うことは禁止され、罰則の対象となります。ただし、本人が自ら出席する結婚披露宴の祝儀や葬

式・通夜における香典を出すことは罰則の対象から除かれます。

### 2 政治家に対する寄付の勧誘・要求の禁止

有権者が政治家に対して寄付を出すよう勧めたり、要求したりすることは禁止されています。また替して、あるいは政治家を陥れる目的で寄付を求めると処罰されます。

### 3 後援団体の寄付禁止

後援団体（いわゆる後援会）は、政党・政治団体、後援している政治家に対する寄付や団体の事業・行事への寄付を除き、選挙区内にある者に対して花輪、香典、祝儀などを出す処罰されます。

### 4 時候のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆のものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含まれる）を出すことが禁じられています。

### 5 あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、新聞や雑誌などに有料のあいさつ広告（名刺広告など）を新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどに出すと処罰されます。

◆佐渡市選挙管理委員会

☎63-51119